

県・5市2町の安全協定の概要について

1 目的

県・四市の安全協定の定めを尊重し、これを前提とした上で、当社が設置する浜岡原子力発電所に関し、5市2町の地域の環境の安全を確保することを目的として、協定を締結する。

2 基本的考え方

- ・ 県・四市の安全協定及び同解釈書の定めを尊重し、これを前提とする。
- ・ 県・5市2町の安全協定は、県・四市の安全協定及び同解釈書の定めに準じた内容とし、これを超えない。
- ・ 県・5市2町の安全協定による体制は、県・四市の安全協定による体制に連動・連携する。

3 構成

- ・ 県・5市2町の安全協定は、県・四市の安全協定の構成と同様に、協定書本文、協定書解釈書、通報措置要領、環境安全連絡会規定で構成されている。

4 県・5市2町の安全協定の主な内容

項目	県・5市2町の安全協定	県・四市の安全協定（参考）
環境放射能の測定	県、5市2町及び中部電力は、5市2町の地域における環境放射能の状況を把握するため、必要な測定を実施するものとする。	県・四市及び中部電力は、技術会で定める測定計画に基づき、発電所周辺の環境放射能の測定をそれぞれ行うものとする。
立入調査の同行	県並びに四市が県・四市の安全協定に基づき立入調査をするときは、5市2町は同行することができる。	県並びに四市は必要と認める場合は、発電所に立ち入り、調査できる。
措置の要求に係る通報	県並びに四市が県・四市の安全協定に基づき措置の要求をしたときは、その内容を中部電力が5市2町に通報する。	県並びに四市立入調査の結果、必要があると認めるときは、適切な措置を中部電力に求めることができる。
浜岡原子力発電所周辺環境安全連絡会の設置	県、5市2町及び中部電力は、5市2町の地域の環境の安全を確認するため、浜岡原子力発電所周辺環境安全連絡会を設置する。	県並びに四市は、発電所の周辺環境の安全を確認し、その周知を図るため、原子力発電所環境安全協議会を設けるものとする。
事前了解（協定書解釈書）	通報措置要領に基づいて事前に通報がされ、「立入調査の同行」や「措置の要求に係る通報」を通じた事前協議により、実質的に事前了解が担保されている県・四市の安全協定に準じた安全体制を確保できる。	通報措置要領に基づいて事前に通報がされ、事前協議を通じて実質的に事前了解が担保される。

以上